

トピックス Topics

- レポート／あいぽーとフェスティバル'14、人権スポットツアー
- 特集／子どもたちを守ろう～インターネットによる人権侵害から～
- イベント案内など



あいぽーと徳島では、
さまざまなイベントを
開催しています！



あいぽーと
フェスティバル'14

平成26(2014)年4月26日、沖洲マリンターミナルビルにて、「あいぽーとフェスティバル'14」を開催し、キャラクターショー、トーク&コンサート、絵本の読み聞かせと紙芝居、人権高座などを実施しました。

人権ゆかりの地で学ぶ
(人権スポットツアー)

平成26(2014)年5月31日、兵庫県たつの市にある童謡の里とたつの市総合隣保館を訪れ、研修しました。

童謡の里は、日本で最も愛唱されている童謡「赤とんぼ」の作詩者「三木露風」の生誕地で、赤とんぼ歌碑などの石碑が、

トーク&コンサートでは、福島県出身のフォークデュオ、ヒルストーンが、東日本大震災による被災体験とその支援活動の中で、「人と人との絆」「命の大切さ」を実感した思いを全国の人に伝えようと活動していることなどを語り、オリジナル曲を10曲ほど歌いました。

午後は、落語家の桂七福さんによる「気付けば高まる人権意識」まずは日頃の会話の中で」と題した高座で、日常の出来事の中から人権問題を語り、笑いの渦の中で人権を考える機会となりました。



「播磨の小京都」と呼ばれる町並みにたくさんあり、ボランティアガイドの詳しい説明によるフィールドワークで体験学習をしました。

たつの市総合隣保館では、たつの市の人権教育・啓発活動の説明と交流会を行いました。また、地場産業である皮革についての説明のあと、革細工体験を実施しました。

受講生
募集

人権教育啓発リーダー養成講座 「一人ひとりが夢ある未来のために さあ 出発しよう」

みなさんのご参加を
お待ちしております。



- 対象者: 市町村の人権教育・啓発担当者及び人権教育・啓発に関する団体に所属する方
- 会場: 沖洲マリンターミナルビル・マリンホール、ほか
- 定員: 30名程度
- 受講料: 無料

回	開催日時	テーマ	講師
1	7月18日 [金] 13:00~16:00	アイヌ伝統文化を体験しよう	宇梶良子さん アイヌ文化活動アドバイザー
2	8月7日 [木] 13:30~15:30	東日本大震災の被災地・福島を訪ねて	片岡遼平さん NPO 人権センター HORIZON(ホライゾン)代表
3	9月11日 [木] 13:30~15:30	HIV/AIDS の現状とHIV陽性者への支援	清水茂徳さん ライフ・エイズ・プロジェクト代表
4	10月2日 [木] 12:30~15:30	「であいつながり・げんき」から始まる人権のまちづくり	埋橋美帆さん NPO法人 暮らしづくりネットワーク北芝 職員
5	11月14日 [金] 13:30~15:30	富山型デイサービス ー富山からはじまった共生ケア	阪井由佳子さん NPO法人 デイケアハウスにぎやか 理事長
6	12月11日 [木] 13:30~15:30	犯罪被害者の支援 ー犯罪のない社会をめざして	新恵里さん 京都産業大学准教授
7	1月23日 [金] 13:30~15:30	生きづらさを語り合おう ー働く女性の支援について	竹之下雅代さん ウイメンズカウンスリング 京都フェミニストカウンスラー
8	2月20日 [金] 13:30~15:30	社会的養護で育つ子どもたち	長瀬正子さん 佛教大学教員

ご案内

「県認知症対策普及・啓発推進月間」について

徳島県では、「9月21日(世界アルツハイマーデー)」を初日とする1ヶ月間を「県認知症対策普及・啓発推進月間」と設定し、県民の皆様へ認知症に関する理解を深めてもらうため、認知症サポーター養成講座をはじめとする各種行事を県内各地で実施しております。

期間中に実施する各種行事は、認知症対策ポータルサイトに随時更新していきますので、ぜひ行事にご参加ください。

認知症ポータルサイトアドレス: <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2014022400142/>
お問合せ先: 県 長寿保険課 地域包括ケア推進担当 (電話: 088-621-2213)



人権相談のご案内

あいぽーと徳島では、人権擁護委員・弁護士による人権相談を行っています。まずは電話にてご連絡ください。

一人で
悩まず
お電話を

● 人権擁護委員による相談
第2・第4土曜日(10:00~16:00)

面接相談及び
電話相談

● 弁護士による相談(要予約)
第1・第3金曜日(13:00~16:00)

面接相談

Tel.088-664-3701

[編集・発行]

あいぽーと徳島

徳島県立人権教育啓発推進センター
指定管理者 特定非営利活動法人ヒューマンライツ 文化・福祉ネットワーク

〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリンターミナルビル内
Tel.088-664-3719 Fax.088-664-3727

- 開館時間／午前10時から午後6時まで
- 休館日／月曜日(祝日の場合はその翌日)
年末年始(12月29日から1月3日まで)

<http://www.aiport.jp>

あいぽーと徳島 検索



公共交通機関のご案内

JR徳島駅前から徳島市営バス【中央卸売市場】行きに乗車し、【沖洲マリンターミナル】にて下車。

特集

子どもたちを守ろう～インターネットによる人権侵害から～ ・・・保護者の「理解」と「見守り」が子どもを守る・・・

ほんとけんなあ！
ほったらかしはあかん！

子どもがどんな使い方をしているか知っていますか？

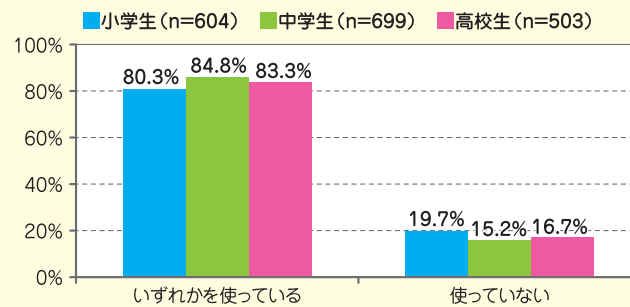
青少年の8割以上がゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーのいずれかを使用し、これらの機器でのインターネット利用は、4割台前半を突破しています。

※平成25年度通信利用動向調査：総務省



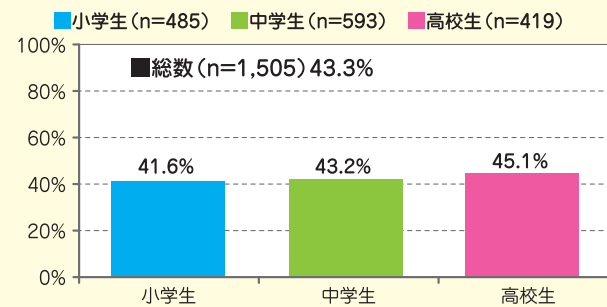
● 上記のようなモバイル端末の普及により、子どものインターネットの使い方が急激に変化しています。メール、ゲーム、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、チャットや掲示板（特に書き込み）、交流サイト（特に知らない人）、ゲームやアプリでの課金など、保護者が気づいていない使い方をしていますか？

◎ゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーの使用率



(注1)「使用率」は青少年の回答者全体をベースに集計。
(注2)「いずれかの機器におけるインターネット利用率」は、「ゲーム機」「タブレット型携帯端末」「携帯音楽プレイヤー」のいずれかを使用していると回答した青少年のうち、インターネットを利用している率を示す。

◎左記の機器におけるインターネットの利用率(H25年度)



参照:平成25年度 青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)

インターネットのトラブルには

～保護者、大人たちの知らない「インターネットトラブル」の実態～

●いわゆるネット依存

携帯端末は、いつでもどこでもインターネットを利用できるため、長時間利用する人が増えています。子どもを怒らずに、まずは親子のコミュニケーションを増やしましょう。

●個人情報保護

プロフやブログだけでなく、オンラインゲーム、友達とのグループ通信に自分の情報を入力することは危険です。ゲーム機のネット利用で、写真をだまし取られて、児童ポルノの売買になったりする事件も起きてます。

●いじめ

LINEなどのSNSを利用して、嫌がらせやいじめ、人権侵害など、多くの事件が起っています。



保護者にできる3つのポイント

①子どもに持たせる機器にはフィルタリングなどを設定しましょう。

有害なサイトにアクセスすることを防ぐ機能として「フィルタリング」があります。パソコンやケータイ・スマホ、ゲーム機、携帯音楽プレイヤーなどに設定することも可能です。

◎コミュニティサイトの利用を通じて被害を受けた青少年のうち、9割以上がフィルタリング未加入です。

平成21年以降、毎年1,000人を超える児童が青少年保護育成条例違反などの福祉犯の被害に遭っています。引き続き、保護者や関係機関・団体による青少年保護の取組が必要です。(警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について」などより)

②適切にインターネットを利用させましょう。

◎ネットデビュー(初めてインターネットを利用させる場合)

子どもと一緒にインターネットを利用して、インターネットを適切に利用するための知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけさせましょう。

◎新しい機器を子どもに持たせる前に

子どもの成長に合わせて、インターネットを利用させることが大切です。子どもに機器を持たせる前に、まず、何のために必要なのか、どのように使うのか、目的やルールを話し合しましょう。

◎持たせ始めが肝心

トラブルに遭っていないか、過度の長時間利用になっていないかなど、こまめに利用状況を確認しましょう。子ども専用の機器として持たせる場合も、保護者が貸して使わせているという意識付けをすることも有効な方法の一つです。保護者の見守りが必要な機器であることを、最初にしっかり伝えましょう。



③家庭のルールを子どもと一緒に作りましょう。

◎ご家庭のルールの具体例

- 困ったときはすぐに相談する。
- 友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- インターネットを使わない子を仲間はずれにしない。
- 利用する場所や時間帯を決める。
- パスワードは保護者が管理する。
- お金がかかる場合は事前に相談する。
- 名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- 知らない人のメールに返信しない。
- ルールを破ったら、一時利用禁止とする。

◎ソーシャルメディアの利用について

- ソーシャルメディアは、インターネットにつながる人々がコミュニケーションができる「公共の場所」です。また、一度公開した情報はインターネット上に残り、広がる可能性があります。
- 実社会でやっていけないことは、インターネット上でもやってはいけません。子どもには、情報モラルなどを身につけさせて、ルールやマナーを守って利用させましょう。
- 個人情報を書き込まない。
- 他人を誹謗中傷する書き込みをしない。
- 不確かな情報に注意する。など

◎保護者、大人たちも話し合しましょう。

日頃から不安に思っていることや子どもが何に関心を持っているか、またトラブルの事例などを身近な人たちで話題にしましょう。子どもたち同士でルールを作ることも大切です。学校や地域と連携することで、子どもたちの安心・安全につながります。

参照:保護者向け普及啓発用リーフレット(平成26年1月版)(内閣府)

インターネットは使い方次第で、私たちの生活に役立つたいへん便利なツールです。インターネットに書き込むことは、ノートに書くこととは違って、全世界への発信になります。人を傷つける内容や誹謗中傷、いじめなど、加害者にも被害者にもなりうることを理解した上で利用しましょう。

